

◆国民健康保険税の納期と通知

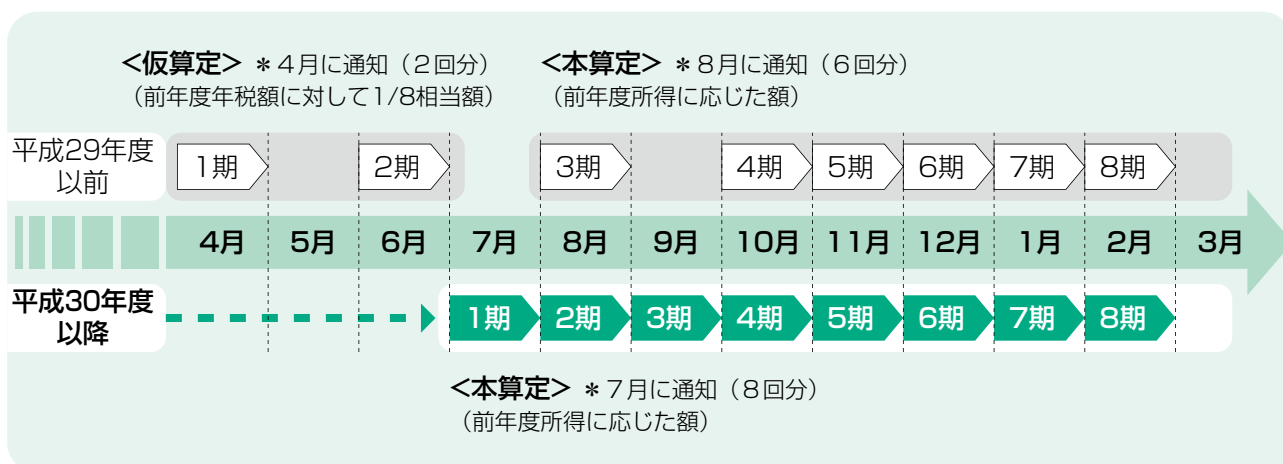
●平成30年度から国民健康保険税の普通徴収の仮算定を廃止します。

平成29年度までの普通徴収の1期（4月）と2期（6月）は、前年度の国民健康保険税を基に計算する仮算定を行っていたため、納税通知書は仮算定時（4月）と本算定時（8月）の2回送付しており、税額決定までの過程が複雑になっていました。

そこで、平成30年度から仮算定を廃止し、本算定（7月）のみの方式に変更します。仮算定の廃止により、国民健康保険税の年額が変わるものではありません。（これまで、4月上旬に仮算定にともなう納税通知書をお送りしていましたが、今後の送付はありません。）

●国民健康保険税の納期が変更になります。

上記の仮算定の廃止にともない、納期を下記のとおり変更します。納付回数は、これまで同様8回のままです。



※特別徴収（年金からの天引き）の世帯の方については、これまでと変更ありません。4月上旬に通知のうえ、年金支給月（4月・6月・8月）に年金から天引きします。

◎このたびの国保制度改正で◎

変わること	変わらないこと
<ul style="list-style-type: none"> ○国保資格の取得・喪失が県単位になります。県内で住所異動した場合に、資格は継続します。（ただし、転出入にあたって手続きが必要です。） ○高額療養費の多数該当（※）は県単位で通算されます。これまで、市町村が変わると新たに算定していましたが、今後は県単位で通算されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今お手元にある被保険者証（保険証）など現在お持ちの保険証などは有効期限まで使用できます。有効期限後は、順次、新しい様式のものをお渡しします。 ○医療費の自己負担の割合 ○各種届け出や給付申請、保険料納付などの窓口

※過去12か月で高額療養費の対象月数が4回以上となった場合、自己負担額が引き下げられる制度

国民健康保険 一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険の加入世帯が次のような理由で生活が困難になったとき、医療機関の窓口で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される制度があります。

◆対象となる理由

- ①震災、風水害、火災のほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められるとき、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは問い合わせてください。